

聖籠町告示第28号

聖籠町介護施設サービス利用料助成事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成29年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町介護施設サービス利用料助成事業実施要綱を廃止する告示
聖籠町介護施設サービス利用料助成事業実施要綱（平成27年聖籠町告示第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に第5条に規定する助成金の申請を行っている者については、なお従前の例による。